

# 島根県医師会国民保護業務計画

(目的)

第1条 本計画は、島根県医師会（以下「本会」という。）が「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「島根県国民保護計画」（平成18年1月20日作成）に基づき、島根県知事（以下「知事」という。）が指定する指定地方公共機関として、国民保護法第36条第2項に定める業務計画を作成し、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

(実施の基本方針)

第2条 本会は、本計画の実施にあたり、国、県、市町村及びその他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、医療を確保するために必要な措置を講ずる。

(武力攻撃事態等への対応)

第3条 本会会長（以下「会長」という。）は、武力攻撃事態等において、円滑な業務が遂行できるよう、救護体制の確立を図るとともに、日頃からその体制の充実、強化に努める。

(措置の内容)

第4条 本会は、武力攻撃事態等に対処するため、以下の措置を実施する。

- 一 武力攻撃事態等における体制の整備
- 二 武力攻撃事態等における医療の提供
- 三 情報の収集・提供及び広報活動
- 四 その他国民保護のために必要な措置

(安全の確保)

第5条 会長は、県、市町村及びその他関係機関と連携しつつ、国民保護措置に従事する役職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(意識の啓発)

第6条 会長は、役員及び会員並びに職員に対し、武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

(調査及び研究)

第7条 会長は、武力攻撃事態等における医療活動が円滑に実施できるように、必要な調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

(体制の整備)

第8条 国民保護業務を適切に実施するため、以下に掲げる体制を構築し、その事務は本会事務局に置く。

- 一 緊急時の連絡網の作成
- 二 関係機関との連絡体制の整備
- 三 平時における関係機関との連携
- 四 計画の見直し
- 五 その他必要な事項

(医師会対策本部の設置と情報収集)

第9条 会長は、島根県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合は、必要に応じて、

島根県医師会国民保護対策本部（以下「医師会対策本部」という。）を島根県医師会館内に設置し、役職員を招集して本会衛星携帯電話等各種通信機器を活用し情報の収集にあたり、県下郡市医師会に対し、支援要請準備態勢を整えるよう伝達する。

2 医師会対策本部を設置したときは、県対策本部にその旨を連絡する。

3 島根県医師会館が対応不能な被災を受けた場合、県東部は出雲医師会に、県西部は浜田市医師会のいずれかに医師会対策本部を移すこととする。

（医師会対策本部の組織）

第10条 医師会対策本部長は、会長をもって充てる。

2 本計画に定める他、医師会対策本部の組織及び運営に関しては、「島根県医師会医療救護計画」を準用する。

（医療救護活動）

第11条 会長は知事より救援の要請があった時は、県下郡市医師会長に協力を求めその傘下の救護班を被災地に派遣する。

2 救護班は、県、市町村及びその他関係機関と連携して医療救護活動に従事する。

（救護活動内容の報告）

第12条 救護班の班長は適時その活動状況を会長に報告するとともに被災地の状況に応じ、応援を求める等必要な指示を仰ぐものとする。

（救護活動への支援）

第13条 会長は、県下郡市医師会長より応援要請があった場合は、救護班の追加派遣を行うとともに必要に応じ本会の役・職員を被災地に派遣し、情報の収集や連絡調整にあたらせる。

（安否情報収集への協力）

第14条 本会は、県、市町村又はその他関係機関からの要請に応じて、自ら又は会員が把握する安否情報を提供するなど、県、市町村及びその他関係機関が行う安否情報の収集に協力するものとする。

（撤収）

第15条 会長は、被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、救護班を撤収する時期を、関係機関と協議の上、決定する。

2 会長は、県対策本部が廃止された場合、医師会対策本部を廃止し、知事に対してその旨を連絡する。

（職務代理）

第16条 会長に事故のある時は、あらかじめ定める順番に従い副会長が会長の職務を代行する。

2 副会長がその職務を代行し得ない時は、救急担当理事が指揮をとる。

（緊急処理事態の対応）

第17条 会長は、島根県緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じて、島根県医師会緊急処理事態対策本部を設置する。

2 島根県医師会緊急処理事態対策本部を設置したときは、島根県緊急処理事態対策本部にその旨を連絡する。

3 緊急処理事態における緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて対応する。

（計画の適切な見直し）

第18条 本計画は、効果的に推進できるよう今後の状況の変化に伴い、適時本計画の内容につき検討を加え必要に応じ修正するものとする。なお、本計画の修正を行った場合は、速やかに知事、市町村長及びその他関

係機関に通知するとともに、ホームページ等において公表するものとする。

## 附 則

(施行期日)

本計画は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

